

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

1. 重大事故等の拡大防止等に関する基本方針の記述の充実

- ・ 事象の抽出、重要度分類による重大事故の選定及び対処の方針に係る記述を追加
- ・ 重大事故等対処設備の保管方法（地震に対する措置等）等に係る方針の充実等

2. 緊急時対策所、貯水槽、保管庫新設等の反映

(1) 緊急時対策所の新設

- ・ 既存の施設を使用することとしていた緊急時対策所について、複数の重大事故等が同時に発生した場合においても対応できるように、対応要員の活動性向上や資機材等の拡充、耐震性向上等を図った緊急時対策所を新設。

(2) 貯水槽の新設

- ・ 既存の貯水槽（地下式）では、必要な耐震性を確保することが困難なことから、十分な耐震性を有する地下式の貯水槽（2基）を新設。新設に当たって、その容量については、重大事故等の対処に必要な水量に十分な余裕をもったものとする。

なお、本貯水槽の上部には後述する保管庫を設置し、一体構造とする（以下「保管庫・貯水所」という）。

(3) 重大事故等対処設備用保管庫の新設等（外部保管エリアの変更）

- ・ 可搬型重大事故等対処設備を保管する簡易倉庫等から成る外部保管エリアのうち、既存の貯水槽（2基）近傍に設置することとしていた外部保管エリア（計5箇所）について、保管庫（2基）及び当該保管庫近傍の外部保管エリア（2ヶ所）に変更。
- ・ 保管庫は、新設する貯水槽の上部に十分な耐震性、竜巻等に対する強度を有するものを設置（保管庫・貯水所として新設）。

(4) 燃料貯蔵タンクの変更

- ・ 緊急時対策所の新設、保管庫・貯水槽の新設に併せ、これまで変更前の緊急時対策所、外部保管エリアの近傍に設置する計画としていた重大事故等に対処するための設備用の重油貯蔵タンク及び軽油貯蔵タンクについて、設置場所を新設する緊急時対策所、保管庫・貯水槽の近傍に変更するとともに、耐震性を有する貯蔵タンクに変更。
- ・ 重油貯蔵タンクについては、新設する緊急時対策所の発電機等の使用量を考慮し、容量と基数を変更（増強）。

3. その他

(1) 申請書本文の「再処理の方法」における「再処理の概要」の記述の詳細化

添付書類六（再処理施設の安全設計に関する説明書）に記載している系統構成の内容をベースに、せん断処理、溶解等の再処理の概要の詳細化を実施。